**第７回　大阪府観光客受入環境整備の推進に関する調査検討会議　議事録**

平成２７年１２月１８日　金曜　１５：００～１７：００

　於：プリムローズ大阪　２階「羽衣の間」

**司　会**

お待たせいたしました。それでは、お時間になりましたので、ただいまから「第７回大阪府観光客受入環境整備の推進に関する調査検討会議」を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます大阪府府民文化部都市魅力創造局企画・観光課の浅田でございます。よろしくお願いいたします。

　はじめに、現在、福島会長、佐藤委員、角倉委員、田中委員、の４名の委員にご出席をいただいておりますので、「調査検討会議規則」第４条第２項の規定により、本日の会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。なお、高橋委員におかれましては、少し遅れて、出席いただけるとのことでございます。また、武内委員、玉岡委員におかれましては、本日、やむなくご欠席ということでございます。次に、会議資料の確認をさせていただきたいと思います。

まず、本日の会議の次第がＡ４縦で1枚、委員名簿がＡ４縦で1枚、資料としてＡ４横のホッチキス止めが1部、資料別冊としてＡ４横のホッチキス止めが１部、以上の資料をお配りいたしております。不足などはございませんでしょうか。

それでは、早速ではございますが、議事の方に移らせていただきたいと存じます。ここからの議事の進行につきまして、福島会長にお願いしたいと思います。

**福島会長**

　皆さんこんにちは。年末のお忙しいところ、ご参加いただきましてありがとうございます。回を重ねまして、今回で７回目です。今日が最終の回ということになっております。これまで、いろいろ多方面に多角的な議論をしていただきましたが、今日は事務局に、最終報告（案）という形でまとめていただいておりますので、これをまず事務局にご説明いただきまして、その後、皆様と議論させていただきたいと思います。それから、最後にこの委員の皆様からご提案いただきました「大阪らしさを活かした観光振興の取組みについて（委員からのアイディア集）」。これもございますので、これを二つ目のテーマとして事務局から報告していただきたいと思います。こういう段取りで進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。ではまず始めに、「大阪府の観光客受入環境整備の推進に関する調査検討最終報告（案）」につきまして、事務局より報告をお願いします。

**事務局：大河内参事**

大阪府府民文化部都市魅力創造局企画・観光課の大河内でございます。それでは、座ってご説明させていただきたいと思います。

　まず、順序が入れ替わり、大変恐縮ですが、１９ページをお開きいただきたいと思います。「事業の実施に必要な財源確保のあり方」ということでございまして、本検討会議の設置目的でございます、行政需要への対応及びその財源に係る負担のあり方ついての調査審議に関する事務ということで、議論の到達点的な項目でございますので、まずこれについてご説明をさせていただきたいと思います。

１９ページ（１）大阪府の財政状況につきましては、先の９月９日中間とりまとめを行っていただいた資料をそのまま引用させていただいております。まず「（１）大阪府の財政状況」といたしまして、「①　観光関連予算」、「大阪府の観光関連予算は増加傾向にあるものの、イベントの実施状況等により、年度によって増減しています。」「平成２７年度の予算内訳によると、魅力づくりの推進やプロモーションの実施に関する予算が大半を占めており、観光客の受入環境の整備に関する予算額は僅かとなっています。」というふうな記載をさせていただいております。「②　財政収支の見通し」につきましては、財政当局の資料を引用させていただきまして、中長期の試算表をそこに添付させていただいております。

次のページ、２０ページをご覧いただきたいと思います。「（２）国内の財源確保の事例」ということで、こちらも中間とりまとめで使用いたしております資料をそのまま引用させていただいております。「①　課税自主権の活用（法定外税の創設）」と「②　特定の受益者からの負担」ということで、他の自治体等の取組の事例をそこに記載させていただいております。

続きまして２１ページをご覧いただきたいと思います。「（３）海外のホテル税等の事例」ということで、こちらも中間とりまとめの資料をそのまま引用させていただいております。「海外では欧米諸国を中心に、ホテルの宿泊者から一定の税額を徴収し、観光プロモーションや観光開発等に活用している事例があります。」ということで、アメリカ、フランス、イタリア、ドイツ等の事例をそこに記載をさせていただいております。

次は、２２ページをお開きいただきたいと思います。「（４）財源確保のあり方」といたしまして、「①　大阪の観光振興の推進」という項目立てをさせていただいております。いわゆる財源確保のあり方について、目的に資するものの項目として整理をさせていただいております。「先にも述べたように、特に外国人観光客の急増に伴う様々な問題の顕在化への対応や、受入環境の整備など、大阪府として対応すべき行政需要の増大への取組みが喫緊の課題となっています。」、「また、今後も、安定的に大阪に観光客を呼び込むには、リピーターの確保が重要であり、そのためには、大阪を訪れた観光客が、大阪での滞在を安全・快適に楽しく過ごしていただき、満足していただく取組みも必要です。」、「将来的に、大阪の観光が大阪の経済を牽引する成長産業として、大阪の活性化の原動力となるためには、観光振興の取組みを積極的に推進する必要があります。」という形でまとめをさせていただいております。

つづきまして「②　大阪府の観光関連予算の状況」は、先ほどご覧いただきました１９ページの大阪府の財政状況についての説明という位置づけにさせていただいております。一つ目の既存の観光関連予算については、先ほど申し上げましたとおり、全体で１２億円程度ということで、その中でも受入環境の推進に係る予算が、現状、４千万円程度の措置に留まっているというような記載でございます。

次の「第６章で列挙した課題に対応する事業例のうち」、ということで、（１）観光客と地域住民相互の目線に立った受入環境整備の推進については、前回中間とりまとめの中でも大阪府規模に置き換えての試算ということで、受入環境の推進だけで、年間１６億円程度の事業費となるということを記載させていただいております。

三つ目は、「さらに」ということで、前回、いわゆる魅力づくり、プロモーションについてご議論いただきましたので、追記するような形をとらしていただきまして、「（２）の国内外から集客できる観光資源づくり及びプロモーションの推進についても、安定的なリピーター確保などに取組んでいくための事業費が必要となります。」、次に「一方、大阪府の財政状況については、当面の間、多額の収支不足が見込まれ、非常に厳しい状況が続く財政収支見通しとなっているような状況です。」と、１９ページの財政状況についても、ここで触れさせていただいております。

　「『①大阪の観光振興の推進』の中で述べたようにということで、今後大阪府が『受入』と『誘客』という２本柱の観光施策を推進していくために取り組まなければならない事業は山積していますが、大阪府の財政状況を鑑みますと、早急な財源措置は困難といわざるを得ません。」と記載をいたしておりまして、結論といたしまして、「以上のことから、観光振興に要する事業費を安定的かつ継続的に確保するためには、新たな財源確保の手法について検討する必要があります。」という形でまとめをさせていただいております。

　これを受けまして、２３ページをご覧いただきたいと思います。財源確保のあり方の議論の前に、まず「③他の地方自治体、海外の事例」ということで記載をさせていただいております。２０ページ、２１ページで国内、海外の事例を既に記載をさせていただいており、その重複的なものになるのですが、そういう説明も書かせていただいております。

　ここに記載はございませんが、いわゆる法定外目的税として都道府県税の産業廃棄物税でございますとか、観光振興の使途ということでは市町村税としての法定目的税である入湯税などがあるということでございます。

　「④財源確保のあり方」で「財源確保の手法について」ここで整理をさせていただいております。「財源確保の取組としては、課税自主権の活用としての法定外税（普通税・目的税）の創設と特定の受益者からの協力金などを徴収するという２つの手法が考えられます。」ということで、まずここで取組の手法について記載しております。なお、普通税は、文献によりますと、「使途を特定せず、一般経費に充てる目的で課せられる税金のこと」で、目的税は、「最初から特定の目的に充てる目的で課せられる税金のこと」ということでございます。

　まず、徴収が強制力を伴うものか、任意のものかという点に着目をいたしまして、「一定規模以上の財源を継続的かつ安定的に確保するという観点からは、条例等に徴収根拠が規定されていない負担金、協力金、及び寄付金など、徴収が任意のものは財源の十分性、安定性から懸念がありますが、課税自主権の活用としての法定外税や条例等に徴収根拠が規定されている負担金などは、徴収に強制力があるので継続的、安定的かつ一定規模以上の財源を確保することができる」というような形でまとめております。

　さらに「受益者等の範囲、受益の程度の視点」というところに着目いたしまして、「『受益者等の範囲が明確に限定されている場合は、受益者負担金が適当、受益者等の範囲がかなり広範囲にわたり、受益等の程度が評価しがたい場合には、目的税によって負担を求めることが適当』といった考え方」も示されておりまして、このことから「大阪全体の観光振興という目的のための財源確保の手法としては、受益者等の範囲がかなり広範囲にわたり」つまり、大阪府域全体にわたるということでございまして、「受益等の程度が評価しがたい場合として、目的税の手法が適当であると言える」ということに触れさせていただいております。

　「また」、ということでここは広く負担を求めるという点に着目をいたしまして、「旅行者が予想をはるかに上回る勢いで急増している現下の大阪の状況においては、緊急避難的に受入環境を整備する必要性や、旅行者に対して、より快適に満足度向上に資するという受益者負担、並びに地域の環境維持、改善の面に資するという原因者負担の観点からも、広く旅行者に一定の負担を求めるという考え方もできると思います」という形でまとめさせていただいております。

　「以上のことから」ということで、結論といたしましては、「大阪府が今後、観光振興の取組みとして直面する課題等の対応にあたり、一定規模の財源を安定的、継続的に確保する手法として、課税自主権の活用としての『法定外税』のうち、観光振興を促進するという特定目的のために課す『法定外目的税』による財源確保の手法が適当であると考えます」ということでまとめをさせていただいております。

　２４ページにおきまして、法定外目的税の手法を検討するということについて、ここの議論の深堀りということで税の視点からまとめをさせていただいております。

　「課税対象者と消費能力（担税力）について」ということで、税の考え方といたしまして、「税負担を求める際は、課税対象者に消費能力（担税力）があり、かつ、課税客体の把握が容易であるという観点が重要」ということでございます。なお、「担税力」といいますのは、「課税対象となる個人や法人等が税負担を受け持つことができる能力のことをいう」と文献には示されております。「＜課税対象者の消費能力（担税力）＞」ということで、ここで少し検証いたしております。

　まず、旅行者を宿泊客と日帰り客に分類して比較をしておりまして、「宿泊客は宿泊代や飲食代など平均消費額が比較して高い傾向であり、日帰り客は、現地滞在時間が短く、平均消費額が低い傾向であることから、宿泊客のほうがより高い消費能力（担税力）があると言えます」ということで、一般的には旅行者を宿泊客と日帰り客に分類しての比較でございます。なお、参考までに国内旅行の旅行単価ということで下に四角囲みで記載をさせていただいております。

　「次に、消費能力（担税力）に応じて課税するという応能課税の観点から、宿泊客の主な行為態様から担税力の見極めが可能かどうかの判断を検証」するということを記載いたしております。応能課税の観点といいますのは、「納税者が得る便益に関わらず、負担能力に応じて課税をするという考え方」ということでございまして、宿泊行為、飲食行為、買い物行為、交通機関利用行為ということで記載をいたしております。

　まず「宿泊行為は、宿泊単価に応じて消費能力（担税力）の見極めは可能」、「飲食行為は、飲食単価に応じて消費能力（担税力）の見極めは可能」、「買い物行為は、買い物単価に応じて消費能力（担税力）の見極めは可能」、「交通機関利用行為は、府域外からの利用者の場合、府域内の利用と府域外からの利用区分が不明瞭であることから、消費能力（担税力）の見極めは非常に困難」ということで整理をさせていただいております。

　その下「＜課税客体の把握＞」ということで、「目的税としての課税客体を検討するうえで、その把握」について比較をしております。

　課税客体は、いわゆる課税物件と言われているもので、課税の対象とされる物や行為、または事実、例えば所得税における個人の所得でありますとか、酒税法における酒類ということで示されております。

　まず、「宿泊行為は、宿泊場所が特定でき、宿泊という行為が明確であるので、目的税としての課税客体の把握が容易」、「飲食行為、買い物行為は、行為場所が特定でき、それぞれの行為は明確であるが、旅行客と一般客の区別が困難であり、また、多様な行為態様が存在することから、目的税としての課税客体の把握が非常に困難」ということで整理をしております。交通機関利用行為は、すでに担税力の中で見極めは困難とありまして、客体把握の点からもこういう行為自体が府域内か、府域外かの特定が困難でございまして、また、買い物行為や飲食行為と同様に目的税としての旅行客と一般客の区別も困難であることから、目的税の課税客体の把握としては、ほぼ不可能ではないかということで記載をさせていただいております。

　次に２５ページをお開きいただきたいと思います。ここまでの検証を含めまして、結論としまして、「宿泊客を課税対象者とすることについて」ということでまとめをさせていただいております。

「本来一定の担税力を持った旅行者から広く課税することが望ましいものの、旅行者の行為態様（宿泊だけでなく、飲食、買い物、交通機関利用など）や担税力は千差万別であり、その把握も現実的には不可能と考えざるを得ません」ということで、前ページ等で検証したことについてふれております。

　「これらの観点を踏まえると、東京都の宿泊税や海外のホテル税等については、課税対象者である宿泊客はホテル等に宿泊して、一定の宿泊料金を支払うことで消費能力があり、また、客体把握も容易であるとして、制度化されたものと考えます」ということで、「以上のことから、旅行者のうち、宿泊客を課税対象者とすることについては、消費能力（担税力）の見極め及び、課税客体の把握が容易であると考えられ、公平・適正な課税処分を確保するという観点からも、宿泊客を課税対象者とすることが望ましいと考えます」ということでまとめをさせていただいております。

なお書きにつきましては、議論の中ででてきている疑義についてふれさせていただいております。

まず、一点目は、宿泊客のうち、日本人旅行者と外国人旅行者を区別することについてでございますが、「等しい負担能力のある人には等しい負担を求めるという水平的公平の観点から、区別することは適当ではないと考えます」とさせていただいております。

また、「宿泊客以外にいわゆる爆買いと称される消費行動など、観光客の増加によりにより大きな利益を得ている百貨店、家電量販店等の事業者に対して税金を課したらどうか」という意見について、少しふれさせていただいております。「事業者が大きな利益を得ているということは、当然に相応の法人税や所得税が課されており、同時に住民税も負担していることを鑑みる必要があります。これに対し、地方公共団体が百貨店、家電量販店等事業者を対象にした新たな税制度を創設するとした場合、事業者に税負担を求める正当性や、根拠、目的、課税客体の把握、消費能力（担税力）などの観点から、現実的には制度構築はかなり困難である」という形でまとめをさせていただいております。

２６ページをお開きいただきたいと思います。ここでこの「事業の実施に必要な財源確保のあり方」といたしまして、ここまでの検証をふまえまして、結論というかたちで、四角囲みで記載させていただいております。

「財源確保のあり方に関する結論」、「大阪府として、観光の現状における喫緊の課題に速やかに対応するとともに、継続的に観光振興の取組みを推進していくためには、今後、安定的かつ一定規模以上の財源確保は必須であることから、東京都の「宿泊税」を参考に、法定外目的税として、大阪府内の宿泊施設に一定以上の室料価格で宿泊する者に対し、課税する制度の創設についての検討を提言する」とこれをもって結論とする形でまとめさせていただいております。

最後に、「法定外目的税創設の検討にあたり」ということで、「付記」という形でこの項目の中で、各委員から頂戴した議論等についてふれさせていただいております。

「大阪府において法定外目的税創設の検討にあたっては留意願いたい」ということで、６項目を記載させていただいております。まず１点目、「税額（税率）や課税免除額については、総合的かつ慎重に判断されたい」、２点目が「事業の取組み実績を踏まえた目的の達成度、今後の行政需要など総合的に判断し、税制度の継続の必要性について、一定の期間ごとに慎重に検証されたい」、３点目が、「納税者や特別徴収義務者（宿泊施設事業者）に対しては、税の趣旨、制度が十分に理解が得られるよう丁寧な説明を行うとともに、税の徴収開始時期については、宿泊事業者の会計システムなどの準備や周知に必要な期間を確保し、現場で混乱が起こらないようにされたい」、４点目が「法定外目的税の使途の検討にあたっては、使途に対する正当性、合理性、使途に対する周りからの信頼あるいはそれに対する納得と同意が得られるよう精査されたい」、５点目が「法定外目的税は、新たな財政需要に対応する必要から徴収するものであるので、具体的な施策への充当にあたっては、法定外目的税としての趣旨を十分に踏まえ、これまで取組んできた既存事業へ充当するのではなく、大阪の観光振興に係る柱に基づき、新たに取組む事業や、これまで取組んできた事業であっても、新たな展開を図ることで、より一層の効果が期待できる事業に充当されたい」、６点目、最後でございますが「納税者（宿泊客）に対する説明責任として、法定外目的税がどのような事業に充当されたのかなど、使途の透明性の観点から十分な説明に努められたい」

以上でございます。

**福島会長**

　はい、どうもありがとうございました。今事務局から丁寧にご説明いただきましたけれども、異論もありますし、専門性も高いところでありますので、税の専門家である田中先生よりご意見いただければと思います。

**田中委員**

　それでは、私の方から議論の皮切りということで少しコメントをさせていただきます。まず、中間とりまとめからこの最終報告案に至る過程でずいぶん整理をされているというそういう印象があるということが前提で、その上で、私の気になっているというよりも、こういう部分が重要で、今後、より明確にしたほうがいいという点を二つほど申し上げたいと思います。

　その一つは、２２ページのところで書いてらっしゃる、今の観光客受入環境整備ということから見て、今どういう事業をする必要があるということが二つ書かれているんですね。２２ページの下から４行目に書いているように、要するに今後観光客を受け入れるということと、誘客というこの二つの基本的な事業内容をするということで、私は事業内容としては、これまで議論した二つの大きな柱ということで基本的にはこれでいいのではないかと思っています。

　その次に問題になってくるのは、仮にこうして新たに財源を作った場合に、議論がしやすいようにそれが１０億円としてお話をしますが、１０億円の財源をその二つの事業にどのように割り当てるのかということです。つまり、重点をどう考えるのかというのは、この段階でそこまで決める必要はないとは思いますが、これまでの議論の中では、やはり新しい財源の必要性というのは、特に緊急避難的に観光客が急増する中で、なかなか対応が追いつかないというそういう状況をなんとかしなければいけないということが一番重要なのではないでしょうか。これも私のあくまで感触で申し上げると、「受入」と「誘客」という点でいうと、私は「受入」に相当大きな比重が、あえて数字で言うならば、８、９割くらいの比重で今の状況を何とか秩序あるものにして、大阪に来ていただく人が快適に過ごせるようにしていくというのが重要なのではないかと思います。そういう点で、二つの事業と財源との相互関係をどう明確にし、整理をしていくのかというのは、今後の重要な課題になってくるのではないかと思います。これが１点目です。

　２つ目をページで言いますと、２５ページから２６ページの最終結論のところで、２６ページの最終結論の付記の真ん中、上から３つ目に「納税者や特別徴収義務者に対しては」というところについてです。この制度というのが、「納税者」は「宿泊客」、要するに消費をする人で、それに対して、その人が大阪府にこの税金相当額を直接もって行くのではなく、徴収の便宜にあたる、例えばホテルや旅館の経営者等が特別徴収義務を大阪府の条例のもとで、義務付けられるという構造になっているわけなのですが、２６ページのこの段階でいきなり特別徴収義務にするというのは、唐突です。２５ページの財源確保の結論部分のどこかに、これは特別徴収義務の制度で、徴収制度を作りますというように、「納税義務者は宿泊者」で、それに対してお手数をかけるが特別徴収という徴収制度でしますということを２５ページの最後で明確に書いていただいたほうがいいような気がします。事前に見せていただいた段階で気がつけばよかったのですが、そういうような点でお願いします。税というのは、本来の納税義務者は誰なのかという話があります。本来であれば、その人が直接納付してもらえばいいのです。けれども、先ほども少し説明にありましたが、例えば、入湯税は、今提案しようとしている宿泊税のようなものと同じような組み立てをしています。というのはそこに宿泊した人が納税義務者、つまり、旅館やホテルに泊まり料金を支払う人が納税義務者でそれに対して入湯税として、一泊１５０円ということで旅館の経営者等がそれを徴収するとそういう義務を当該地方公共団体の条例で課す。そういう構造ということを明確にしておいたほうがいいです。また、それに関しては、やはり、２６ページの付記に書いているように、あるいは、２５ページの段階で特別徴収義務者の協力なくして徴収できないものなので、なぜ必要で、なぜ協力してもらうのか、またこれは決してホテルや旅館の経営者が自腹で払うものではないということ、事務的な負担があるが、旅館等の儲けから負担をするものではないということを含めて了解を求めるということが今後の課題になるのではないでしょうか。以上二つほど議論の皮切りにということで申し上げました。

**福島会長**

はい、ありがとうございました。少し、意見をお聞きして、解決しましょうか。ほかございますか。では、佐藤先生。

**佐藤委員**

今、（田中）先生がおっしゃった最初のところは、私もすごく気になっていました。今日の新聞などでは、これに使うなどというのが、すでに出てしまっていて、みなさん、「えっ」という感じを持たれたのではないかなと思うので、やはりより多くの人たちが、税金が出来たことによって利益を生むようなものでなければならないのではないかなとその時に感じました。なので、まずはなるべく基盤的なところの整備に充てるっていうのが、筋ではないかなと思います。しかし、記載されているところでわからないのです。２６ページの下から二つ目の「・」のところがわかりにくいです。「既存事業へ充当するのではなく、・・・新たに取組む事業や、・・・新たな展開を図ることで、より一層の効果が期待できる事業に充当されたい」ということが記載されているのですが、そうすると、どうしてもイベント的なイメージがして、基盤整備よりも、イベント的なものに使うように感じます。新たなものではなくても、今十分でないものに使うべきだという気がします。

それから財源のあり方だからだと思いますが、最後のところで「使途の透明性の観点から十分な説明に努められたい」とは書いているが、どこを重点にするのだということをある程度絞れないのでしょうか。でなければ、政治が暴走するのではないかということを今日のニュアンスから受けました。そういうのをみんな感じるのではないかと、この２つのところで少し、枠をはめたほうが、納得性が高いのではないかと思います。

**福島会長**

はい、ありがとうございました。まず、意見をお聞きしていきましょうか。では、角倉先生お願いします。

**角倉委員**

意見より感想になってしまいますが、こういう格好ですみません、インフルではありませんので。

以前より、私どものあくまで立場としての話なのですが、一義的にではあっても利用者の負担増になるような事柄は諸手を挙げては賛成という形にはなかなか・・・というのは、お話させていただいていたかと思います。今日こういう形でまとめというところで拝見する中で、なるほどというのが率直な気持ちでございます。ですから、先生方みなさんおっしゃられておりますが、最終的には有効な使い方で、それがみんなにとっていい形になるということになれば、すばらしいことかと思います。一つ改めてなのですが、２６ページの「付記」にあたるところで、３つ目の項目ですね。ここの「宿泊事業者の会計システムなどの準備や周知に必要な期間」ということが記載されております。旅行業界側からの話で言わせていただくと、やはり本当に一定期間というのは、どうしても必要です。もしこれが正式に決まった段階で、やはり大阪府さんとしては、決まった以上は一刻も早くというお話、お気持ちが当然でてこようかと思いますが、周知並びに例えば旅行会社で、パッケージの、募集型企画旅行といわれる旅行商品の商品造成は、見積もりといいますか、原価の計算をして、旅行代金を決めて旅行商品を作っていくのですが、当然新たなこういう形が出た場合、その中に考えていかなければならないということで、通常商品造成、基本のカタログというのは、だいたい年２回ぐらい半期、半期という形で出るわけなのですが、いつ出るのかという話になりますと、各社、会社によって違いはでてきますが、多いのは、４月と１０月というような形、その中にスポット的な、年末年始に絡むものですとか、夏休みに絡むもの、そういう形になるのですが、やはり一定の期間、そういうところでいいますと、こちらでいうと、６ヶ月くらいは準備、周知の期間、その辺りはなんとか確保した上で、実際スタートするという形にしていただければと、そのように思います。

**福島会長**

はい、ありがとうございます。では、私の意見ということで。

田中先生と佐藤先生が言われたことについては、僕も同じ意見です。ただこれは、緊急でもするけども、少し時間もかかります。なので、僕も８：２ぐらいの割合かと思います。これは、こちらの観光振興の取り組みのところで、事務局が具体的に検討していただいているところだと思いますけども。それと、旅行者が大阪に来て、何か変わったと感じることがお客様目線でいえば必要だと思います。それが日本ではじめてのインフラの整備環境になっているとか、旅行者に対する新しいサービスを提供するなど、できれば、旅行者が日本のいろいろなところに比べ、大阪はいいとそういうことがわかるような形に緊急避難的なインフラ受入環境整備というのでしょうか、取り組んでもらいたいと思います。

それから２６ページの下から２番目については、佐藤先生と僕と同じ一つの文章でこうも受け取り方が違うのかと思いました。僕は、大阪府の財政でいうと、大阪府と市とが今、観光局に対し、２．５億ずつ支出しています。知事は、観光は成長産業にするので、どんどん攻めましょうと言われているのですが、うちの観光局などは、やはり常に財源を増やすというのはありえないというのが事業計画のときに出ているので、逆にこの記載は、既存予算は減らさず、今回のものは新しい事業に取り組むという決意表明をしているのではないかと感じましたので、同じ文章でも違うものだなぁと思いました。それはまた、岡本局長に一度お話をお聞きしたいと思うのですが。それが一つ。

それから、やはりこの２６ページの「付記」のところが、一番肝のところかと思います。先ほど田中先生も急にここで特徴者がでてくると言われたように、確かに言われたらそうだなと思いました。これは２５ページの４番目ぐらいに何か入れていたら、すごくいい提案ではないかと思います。ただ、２６ページの書いてあるところが、今回の一番のポイント、肝ではないかと思いますので、逆にこれをきっちりと、こういうものが実現出来たときには、これを基本のスタンスでやっていただければというふうに思います。

高橋先生、途中で来られて雰囲気もないままあれかもしれませんが、最終報告案について説明をいただきまして、田中先生から少し専門的ご意見をいただいた後、皆さんから順次意見なり感想といったところを今出してもらっているところです。もしよければ。

**高橋委員**

申し訳ありません、一呼吸おいた後でまた。

**福島会長**

　その方がよろしいですか。

**高橋委員**

　申し訳ありません。

**福島会長**

　とりあえず、今の時点でどうですかね。局長、それか事務局でもいいですが。

**事務局：大河内参事**

どうもありがとうございました。本日のこの検討会議での最終報告のとりまとめを踏まえまして、大阪府としては、慎重に検討してまいりたいと思います。

**福島会長**

今話していた論点は、旅行客が増えてきたが、受入環境は追いついていない。予算は１２億程度で、財政面からいうとこれは厳しい。事例で言うと、対応すべきことは１６億程度あるという中での安定的な財源は、ホテル税ではないかということ。その際、緊急避難的なもの、いわゆるインフラ環境整備などを打ち出して言ったらどうかと、そのイメージについて、今ここで出ているのは緊急避難的なものを優先して、８：２ぐらいのイメージでどうかと。これは府がされる観光振興の取組で具体的なものになってくるのですが、どうでしょうかとこれは今そんな話になっているところです。

**佐藤委員**

今のところは、８：２などとはっきり書かなくても、これがそもそものでてきたところに鑑みという書き方をすれば、だいたい８：２などのイメージができますよね。完全に縛るのではなく、そうすれば、時代によって変わっていくことも可能です。あまり最初に何割、何割と決めてしまうと、後々支障がでることもあると思います。そのへんは意識してくださいというようなリクエストはできるのかと思いました。

**福島会長**

２６ページの下から二つ目は、「大阪の観光振興に係る柱に基づき、新たに取り組む事業や、これまで取り組んできた既存事業であっても、新たな展開を図ることで」ということですから、これは、要は、文章的にはバージョンアップするとか、クオリティを変えるという意味合いだと思います。

**佐藤委員**

先ほどの私の意見は、事業を減らすという意識は毛頭なかったのですが、逆に足らないところをもっと充実させるべきだと思っていました。足りないとおっしゃっているようなところを充実させてちゃんとやってほしいと思ったのですけどね。

**福島会長**

これは後ほど、皆様からいろいろご提案いただきますが、まず、感じ的にいえば、出ている内容も緊急避難というか、受入環境、インフラ環境整備というイメージで皆さんも出していただいているのではないかと思います。他、どうですか。

**田中委員**

ホテルや旅館等に対する納得や説明の観点で言いますと、時期的には今は非常に難しい時期にきていると思います。つまり、消費税の軽減税率が云々となった場合に、消費税のシステムなどソフトの問題がでてくるのではないでしょうか。どう変わるかによってもまた違いますが、その辺りの消費税でもシステムを今後変えていく必要がでてくる中で、こうした新税を考えている場合に大阪府バージョンではどうするのかなどいろいろな問題があるのではないかと思います。

あともう一点は、やや専門的な話になるかもしれませんが、いわゆる消費税と例えば入湯税あるいは、今度考えようとしている特別徴収義務の徴収での新たな地方の税とは、性格が全く違います。つまり、入湯税や今回考えているようなホテル税のようなものというのは、あくまで、消費者に対して納税義務があり、一定の金額を事業者は徴収することを義務付けられているから、徴収させてくださいというのが基本なのです。ところが国税、地方税もありますが、いわゆる消費税といわれているものは、納税義務者はあくまで事業者で、消費者の権利義務は一切ありません。ですが、一般的には、消費者から消費税をもらっていると理解されています。例えば、１０８円のうち、１００円が本体で、８円は消費税をもらっているというふうに理解している人がいますが、法的には誤りです。あくまでも１０８円というものの値段に納得をして買っているのです。ものをいくらで売るか買うかというのは、全くの自由です。１０８円で売り買いしようが、１１０円で売り買いしようが、１，０００円で売り買いしようが、勝手です。消費税については、本来は、消費者が負担することが法的に義務付けられていますというのは、誤りです。嘘を言っていることになります。ところが、入湯税やホテル税のようなものは、消費者が消費をする、その力に依存して税をもらうというもので、事業者は徴収義務がかけられているだけで、性格が違います。もらうときには一緒なのですが。もらうというか、消費税の相当分、つまり事業者は、自分が納税義務者なのですが、それをものの値段に入れ込んで、負担を見えないようにして、消費者にいくらで買ってくださいねというのは自由です。このあたりの説明をしなければ、事業者は混乱する可能性があると思います。消費税については、大新聞をはじめ、これは消費者から預かっているのですという言い方をしているので、私は、基本的には誤りだと思います。俗っぽく言うと、全部消費者から全て預かりますといったほうが、事業者はやりやすいと思いますが、そういうふうに言って、いわゆる国の消費税の誤解をふりまくのはいいのかなということが、私は非常に気になります。

**福島会長**

国民から見たら、でも一緒だとなりますね。事業者も含めて、１００円だから８円プラスですよと。

**田中委員**

例えば軽減税率の対象になるもので、本来は消費者からみて１０８円であるものが、１０％だからと１１０円で買わされたとした際、それを売った売り手、つまりお店との関係で、自分は２円を損していると言ったとします。つまり、消費者と事業者の関係で、事業者は不当利得を２円得ているから返せと裁判所に言えるかというもので、おそらくそういう裁判がおきると思います。ですが、裁判所はそれを権利として認めません。理由は、それはあくまで、ものの値段で、軽減税率を適用するかしないかは、あくまでも事業者が自分の税金を計算する際に区分けをすればいいだけの話になります。というようなそういう議論になりかねないのです。この議論をすると、大学の講義のようになり、恐縮なので、もうあまり言いませんが、多くの人が普通理解している理解の仕方と、裁判になった際の権利義務の問題は異なります。結局裁判所は権利義務の問題で判断しますから、それにより判断されてしまいますと、消費者の権利は、消費税については全くありません。消費者についての義務もありませんとしかいいようがないです。がしかし、この入湯税や新たなホテル税のようなものについては、あくまで当然の義務です。経営者は徴収の義務があります。つまり、宿泊した人は、支払う義務があり、その経営者はそれを徴収する義務があります。こういうことになっています。そのあたりをどういう風に理解してもらうかというのは、少ししんどいかもしれないという思いがありますので、そのあたりは、非常に難しい課題になるかと思います。つまり説明のしかたと、最初言いましたようにどういうシステムを作るかと、しかもそういうシステムは本当に作れるのか、さらに大阪だけ作れるのだろうかというのが気になるといえば、気になります。以上です。

**福島会長**

ホテルは、２０１７年４月には１０％負担を全部するわけですよね。

**佐藤委員**

　入湯税は、別に払うところがありますよね。

**田中委員**

　多くの場合は、システムなど作れないので、個別に入湯税として払ってくださいとするのが、一般的です。おそらくそういうふうにするのかもしれません。

**角倉委員**

前回も申し上げたが、温泉の旅館に泊まるのに、旅行会社で申し込んで、クーポン券を持って行きます。そのクーポン券の中には、普通入湯税は入っていません。１泊２食で税金、税金というのはいわゆる消費税のことです。それからサービス料。税サ込みで現地に行ってクーポン券を渡し、プラスで入湯税を支払うことになっている。そういう形ではありますね。

**田中委員**

もし今回のも仮に制度とするのであれば、そういうふうにするのがもっともやりやすいというふうに思いますね。

**高橋委員**

１万円のビル（請求金額）の中に、全部組み込まれていますよ。それを後で仕分けしていくという話で、実務は難しくなるのでしょうか。例えば東京のホテルなどについては、宿泊税にしても消費税にしても、既にそういう対応をしているわけですし、仮に何か問い合わせがあるのであれば、そういうレジスターの企業にヒアリングをした上で、説明会をするということなのだろうと思います。

**田中委員**

（税のシステムの）ソフトに手を入れるということはまずないと思います。そういう点はいいのですが、私が気にしているのは、納税者等の仕組みをどう説明するのかという点です。かえって説明しないほうがシンプルでいいのかもしれません。この分をちゃんと宿泊客から徴収してくださいというぐらいにしたほうがいいのかもしれません。

**高橋委員**

私の方からお願いすることがあるとすると、宿泊税の徴収義務者になる宿泊施設は、ほとんどが大阪市内に固まっているということは間違いないわけですけれども、大阪府さんの方で始めていただく事業にあたっては、大阪市内にとどまらず、大阪府内全域で必要なものは何かということをしっかり精査していただけるとありがたいなというふうに思います。

今、観光庁は創生総合戦略にあわせてＤＭＯというようなものをいっているわけですが、これをきっかけに、観光に対して積極的に取り組もうというようなところも出てきているわけです。大阪府さんが民泊の条例をお作りになられて、そこに手を上げなかったのは、吹田だとか、松原だとか数少なく、逆に３３市町村がやるのだというふうに手をあげているということは、何らかの形で観光に対して向き合って行こうということをおっしゃっているのに等しいというわけで、ぜひそうした新規の事業をしていくのに対し、財源がなかなか手当てできないであろうと思われるようなところに対し、大阪市さん、大阪のホテルさんの言い分からするといろいろあるかもしれませんが、やはりどこのエリアに重点的に配分をするのかということも考えていかなければならないのではないかというように思います。

それから、１４、１５、１６、１７ページは事例集としておいておられるだけのことだけですので、必ずしもこれをされるというわけではないでしょうけれども、他府県がしているからといって別にするという話ではないでしょうし、事業をしなければならないということでもないのだと思います。ですから私が到着しましたときに、福島会長のお話のところで、何か大阪らしいものをというようなご発言をしていらっしゃるように受け取りましたけれども、そうしたようなものを見出していけるようなことが重要なのだろうなというように思います。

**福島会長**

ありがとうございました。だいたいよろしゅうございますか。

そうしましたら、いくつか本質的な問題もありますし、修正で対応できるところもあると思いますので、今のところは、私の方に預からせていただいて、できましたら修正内容につきましても私にご一任いただき、皆様には何らかの形で、えいやっという無理は絶対しませんので、信頼いただきまして、私にお任せいただければと思います。よろしゅうございますか。

（異議なし）

**福島会長**

では、そのようにさせていただきたいと思います。

　それから、先ほどは大きな７の項目のみ事務局から説明がありましたので、全体、時間の都合もありますけれども、ポイントだけご説明していただければと思います。

**事務局：大河内参事**

　それでは、引き続きまして、７番の項目を除きます全体の項目について、前回中間とりまとめで行いしました内容から追記修正等をした箇所を中心に簡単にご説明をさせていただきます。

　まず、目次でございますが、構成は基本的には中間とりまとめの構成をそのまま最終報告の構成とさせていただいております。

１ページ、「はじめに」でございますが、中間とりまとめでは、上半期の数値しかでておりませんでしたが、現時点では第３四半期までの数値が推計値ではありますが、でておりますので、そのあたりの数値について時点修正をさせていただいております。

つづきまして２ページ、２の「大阪の観光の現状①」につきましても、ただいま申し上げましたとおり、それぞれの数値につきまして、直近の公表されている数値に置き換えまして、文章をその数値にあわせた形の表現に記載をかえさせていただいております。

同じく３ページ、「大阪の観光の現状②」につきましても同様でございまして、数値の記載の時点修正ということでございます。

４ページ、「大阪の観光の現状③」も同様に数値が変わっておりますので、時点修正をさせていただいております。

５ページをご覧いただきたいと思います。３の大阪の観光振興にかかる現状と課題」ということで、観光客から見た課題の抽出、これにつきましてはこれまでの検討会議での議論を踏まえました中間とりまとめとして引用しました資料をそのまま記載させていただいておりますので、中間とりまとめ以降の修正はございません。

８ページ、「大阪の観光振興にかかる施策の方向性①」でございますが、ここにつきましては、２番目、３番目、４番目のセンテンスにつきまして、右表にございます部分についての説明書きという形で少し修正を加えさせていただいております。

「課題に対して迅速かつ的確に対応するためには、大阪の観光振興にかかる取り組みについて、まず、施策の方向性を定めることが必要です」ということで施策の柱として、二本立ての部分についてふれさせていただいて、その具体的な内容については、「『受入』と『誘客』の両面からの取組を進めていくことが必要であり、そのための大阪の観光振興に係る施策の柱として、観光客と地域住民相互の目線に立った受入環境整備の推進と魅力づくり及び戦略的なプロモーションの推進の２本柱としました」ということで、ここの説明文という形で記載をさせていただいております。

　つづきまして、９ページ、（２）の「大阪の観光振興にかかる施策の２つの柱」も中間とりまとめで記載をさせていただいている内容をそのまま引用させていただいております。

１０ページの５、「大阪の観光振興にかかる対応策及び役割分担①」につきましては、上から２つめの□の白ダイヤ（◇）印の説明について、「新規、拡大、拡充のための事業費として新たに財源措置が必要と考えられる事業」という形で、少し中間とりまとめの表現からこういう形で修正を加えさせていただきました。

とびまして、１３ページをご覧いただきたいと思います。「魅力あふれる観光資源づくり」、「効果的な誘客推進」につきましても、第６回の資料に基づきまして、修正をさせていただいております。

次に１４ページ、「６　大阪の観光振興にかかる事業例・事業規模イメージ①」でございますが、　中間とりまとめにおきまして、事業例、他府県等の取組の中で一部大阪府の取組の記載がございましたが、全て他府県もしくは他団体の事例ということで、そこの部分につきまして、事業の入れ替えをさせていただいております。

少しとびまして、１６ページをお開きいただきたいと思います。「６　大阪の観光振興にかかる事業例・事業規模イメージ③」といたしまして、前回、第６回の検討会議におきまして、ご議論いただきました「国内外から集客できる観光資源づくり及びプロモーションの推進」ということで、前回の資料に基づきましてここの資料の追記をいたしております。他府県等の取組み、大阪府の取組ということで、少し説明書きを加えさせていただきました。

１８ページをお開きいただきたいと思います。「６　大阪の観光振興にかかる事業例・事業規模イメージ⑤」といたしまして、「具体的施策の検討にあたっての観点」「その他の視点」ということで、　中間とりまとめの中では、個別個表をあげておりましたが、中間とりまとめの中でのポイントということで要約した形で、ここでは記載をさせていただいております。

１９ページからは、先ほどご説明をさせていただきましたので、少しとばさせていただきまして、２７ページ「まとめ」ということで、最後のまとめの部分でございますので、このまま資料を読み上げさせていただきます。

「まとめ　～世界有数の観光都市を目指して～」ということで、

「大阪が将来に向け、世界有数の観光都市としてさらなる発展を遂げるためには、国内旅行者の呼び込みや旺盛なインバウンドのリピーター確保が不可欠であり、大阪が持つ観光の潜在ポテンシャルを最大限に引き出し、発揮する取組みが求められています。そのためには、これまで以上に、観光客の受入環境の整備や、魅力溢れる観光資源づくり、効果的な誘客などの取組みを官民が一体となり、迅速に対応、強力に推進していく必要があります。

本検討会議としては、大阪が今後、観光客と地域住民相互の満足度をいかに向上させ、安定的に観光客にきていただくためにはどうすれば良いのか、現状における課題や問題点等を、事業関係者からの意見聴取を行うなど整理をした上で、増大する行政需要に対応する取組み方策などを、他の地方自治体の取組み例を参考にしながら、議論を行いました。

その結果、今後、大阪府が観光振興施策を積極的に取り組んでいくためには、一定規模の財源を安定的、継続的に確保する必要があるとの認識、そのための財源確保のあり方について、他の地方自治体や諸外国の取組みなどを参考に議論を重ね、東京都の「宿泊税」を基本とする法定外目的税の導入を提案するという結論にいたりました。

大阪府におかれては、本検討会議における提案を踏まえ、関係者等の意見を尊重のうえ、関係部局が連携し、将来に向けた大阪の観光振興に資するための良き結論を導きだしていただくよう、慎重かつ丁寧な検討をお願いします。」ということで結びの言葉とさせていただいております。

２８ページ以降は、参考ということで、「検討会議について①」、委員名簿、関係条例等、開催実績の記載でございます。開催実績は、中間とりまとめ以降行われております、第６回、第７回の内容の追記をさせていただいております。

最後、３０ページ、「検討会議について③」の（４）「パブリックコメント実施結果」ということで、９月３０日から１０月２９日までの１ヶ月間パブリックコメントを行いました実施結果について、前回検討会議でご報告申し上げた内容をそのままここに記載させていただいております。説明は以上のとおりでございます。

**福島会長**

どうも、ありがとうございました。

今までの全般でご意見、ご質問ありますか。

中間でまとめたものと基本的には大筋は変わっていませんね。７番以降は新規ですが。

**事務局：大河内参事**

はい。

**福島会長**

　１４ページには、大阪市は入れているのですね、事例では。

**事務局：大河内参事**

　はい、大阪市は入れさせていただいております。

**福島会長**

　みなさんいかがですか。感想でも結構です。

**佐藤委員**

　はい、もう結構です。

**福島会長**

角倉さん、何かいいたそうな。

**角倉委員**

　いえいえ、もう。

**福島会長**

　そうではないですか、よろしゅうございますか。では、１番目の議論のところは、少し修正させていただきまして、これで最終報告案は、一応皆さんのご了解をいただいたということで、進めさせていただきたいと思います。

　では、今日の２番目の大阪らしさを活かした云々ということで、これについて事務局のほうからご説明いただきたいと思います。

**事務局：大河内参事**

それでは、前回第６回検討会議におきまして、福島会長から各委員に大阪らしさを活かした観光振興の取り組みついてのアイデアをということで、事務局を通しまして各先生方から頂戴いたしたアイデアをそこにとりまとめさせていただきました。

まず、観光振興施策のアイデアということで、１ページでございますが、「地方公共団体における観光振興施策については、各団体が地域の特性や県民性を生かした様々なアイデアを発揮し、オリジナルな施策やユニークな施策に取り組まれています。大阪府においても、今後、観光振興施策を積極的に取組んで行くにあたって、何か大阪らしさを生かした施策に取り組めないものか、各委員からの提案を以下のとおり紹介いたしますので、具体的な事業を検討する際の参考にしていただければ幸いです。」という形で、前段を書かせていただきました。

各項目につきまして、それぞれ私の方からご説明をさせていただきます。

まず、「大阪ナビ」の創設ということで、ご提案でございます。「情報の発信力を高め、夜遊びができる大人の観光都市を売り込むため、観劇や食事、セールなどの情報を得るためのソウルナビのような情報掲示板「大阪ナビ」を創設するなど、情報の窓口の整備を充実する。」というご提案でございます。

次に「学生、留学生案内ボランティア（ようおこし隊）」という名称をつけていただいておりますが、「大阪の大学に通う観光や外国語を学ぶ学生又は留学生らによる案内ボランティアを実施する。主要ターミナル駅や空港、バスターミナルなどで、外国人観光客らを土日限定で案内する。まだ通訳が充実していない言語圏からの留学生の活用により、より多くの言語に対応した案内を実施するとともに、外国語を学ぶ学生と外国人との実際の交流の機会を提供する。」というご提案でございます。

「民間の事業提案に対する助成」というご提案でございまして、「コミュニケーション、環境整備・改善・開発、おもてなし企画など項目と評価基準を立てて、より広く影響のある民間の事業企画に助成を行う。これらの事業を通じて、全般的な環境整備と、観光ビジネスの活性化を目指す。地域住民に資する提案にポイントを付加するなどすると、受入れ側の積極的な協力を引き出すきっかけになることを期待する。」ということでございます。

２ページでございますが、「公共施設のトイレ整備」というご提案でございます。「公衆トイレの洋式化、清潔なことへの旅行者のニーズは高く、旅行者の快適性、特に外国人旅行者の利便性の向上や、地域住民の満足度向上を図るとともに、都市のイメージＵＰにも繋がるよう、公共施設のトイレ整備を実施する。　なお、整備にあたっては、できる限り維持費を抑える設備を導入する。」というご提案でございます。

次に、「ＩＣカードを活用したエリアカード、ＭＩＣＥへの取組み」ということでございまして、「インバウンド客の増加により、一部業種・業態に大きな消費促進効果がみられるものの、域内回遊による消費の拡がりやエリアでの宿泊日数の向上に繋がっていない可能性が指摘されている。そこで交通系ＩＣカードを基軸に、訪日旅行者への利便性の増進と国際会議・展示会での活用が1枚のＩＣカードでできるようにすることで、取組みの強化を進める。エリア内の公共交通機関の乗り放題、沿線の観光入場施設の無料化（割引料金のカード代金への組み込み）による、小銭からの解放や沿線の買い物施設での割引、個人情報と連動させることによる免税措置の簡素化などＩＣカードを超えたクーポン形式次世代決済システムという位置づけで取組みを行う。」というご提案でございます。

次に、「スポーツ・ツーリズム・ムーブメント」という項目でございます。「2019年のワールドカップ・ラグビーを皮切りに、2020年の東京オリンピック、2021年のワールドマスターズゲームズなどスポーツイベントをきっかけに地域活性化の取組みが続いているが、これらを一過性の取組みに終わらせないよう、「スポーツ・ツーリズム・ムーブメント」に取組む。宿泊税のみならず、クラウドファンディング等を活用し、関西の観光関連事業者のスポーツへの興味・関心を高めるための運動「スポーツ・ツーリズム・ムーブメント」を展開し、広く関西全体でスポーツ・ツーリズムを支える機運を高める。」というご提案でございます。

次に「観光案内所の機能強化」ということでございまして、「ツーリストインフォメーションセンターの外国語対応スタッフの更なる増員、営業時間の拡大、営業場所の増設など機能強化を図る。」というご提案でございます。

つづきまして、４ページ、３ページでございます。すみません、ページ数が申しわけありません、間違いでございます。

「２４時間多言語対応安全・安心コールセンターの設置」ということで、「急病や事故に遭った場合に、大阪府内の医療機関の案内や、災害情報提供等に対応した２４時間・多言語対応の安全・安心コールセンターを設置する。」

次に、「Ｗｉ-Ｆｉの拡充・機能改善」ということで、「セキュリティを確保しながら、Ｏｓａｋａ　Ｆｒｅｅ　Ｗｉ-Ｆｉ　の接続ポイントの更なる拡大、データ通信速度の更なる改善を図る。（他の府県等のＷｉ-Ｆｉサービスとの連携も含め）」というご提案でございます。

次に、「翻訳アプリ・通訳サービス利用に対する助成」ということで、「翻訳アプリ・通訳サービスなどが利用できるよう、大阪府内の宿泊施設に対し、タブレット端末導入費用を助成する（補助受付期間限定、通信費等ランニングコストは各自負担）。」というご提案でございます。

最後に、「ＱＲコードによる観光案内」ということで、「大阪府内の神社仏閣等観光史跡内に設置されている解説・案内板にスマートフォンやタブレットなど情報端末機器をかざす（またはＱＲコード）を読み取る）だけで、端末に当該施設の歴史や意味解説を多言語で表示する。」というご提案でございます。以上でございます。

**福島会長**

どうもありがとうございます。いろいろたくさんご提案がでておりますけど、せっかくですから、こんなものも入れてというのがありましたらどうぞ。せっかくですので。わりとそれなりに面白いのもでているのかなと個人的に思いましたけれども。

　何かここでやはり、岡本局長には、いっておりますが、日本で初めてするやこんなサービス大阪が初めてだというものを、せっかくこれだけみなさんにお時間もいただいているので、大阪府の取り組みだと思うが、ぜひ知恵を出していただき、取り組んでいただきたいと思います。大阪の魅力と言うのは、たくさんあると思いますが、歴史文化や食いろいろあると思いますし、交通機関もこれだけ発達している街はないと思います。たくさんいろいろ書いていただいておりますので、トイレなどもやりたいとは思いますが、たぶんこれはすごくお金はかかると思います。日本人もそうですが、和式トイレは、日本人の子どもさんでも、使い方をほとんど知りませんしね。何かよろしゅうございますか。

　では、今日は非常にスムーズにいきましたので、予定より早く終わりまして、冒頭申し上げましたとおり、今日は最後の会合ということで、本当に皆様方には、非常にタイトな中でいろいろなご意見いただきましてありがとうございました。おかげさまでいい提言を大阪府にすることができるのではないかなと思います。ぜひ、今後大阪府におかれましては、これが全てではありませんが、これを使いまして、輝く大阪、国内外、大阪、関西以外からこられたお客さんがもう一度大阪に行こうとそう思うような魅力ある大阪まちづくりをやっていければと思っておりますので、ぜひ府におきまして取り組んでいただきたいと思います。本当は一人ずつ挨拶をいただきたいところではございますが、本当に委員の皆さんにおきましては、大変ご支援ご協力をいただきまして、ありがとうございます。重ねて御礼申し上げまして、私の御礼の言葉とさせていただきます。それから事務局の皆様大変ありがとうございました。

**司　会**

　福島会長をはじめ、委員の皆様方には、長時間にわたり、貴重なお時間をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。

　それでは、最後に会議の閉会並びに、本検討会議の最後にあたりまして、大阪府府民文化部の岡本都市魅力創造局長より、一言ご挨拶を申し上げます。

**事務局：岡本局長**

５月８日の第１回検討会議以来、福島会長をはじめといたまして、佐藤委員、角倉委員、高橋委員、田中委員、そして本日ご欠席でございます武内委員、玉岡委員、皆様方には、本当にお忙しいなか、これまで７回にわたりまして、熱心にご議論をいただきました。そして本日、この「最終報告（案）」のとりまとめを行っていただいたことに対しまして深く感謝申し上げます。大阪府としては、これから本検討会議での議論やその成果である「最終報告（案）」を踏まえまして、大阪の観光振興とはどうあるべきか、あるいは、どのような施策に取組んでいくのか、それから、最後に福島会長がおっしゃいましたように、やはり大阪の歴史文化、食、いろいろなものを活かしました大阪ならではの、せっかくこの提言いただきましたものに対して、どういう施策を打てるかというのをきっちり考えていきたいと思います。既に３紙ほど新聞に、いろいろでておりますが、一切検討しておりませんし、本当に議論をしていないものが先にでるので、すごいなとどこで検討されているのかもわからないので、本当に僕もびっくりしております。本検討会議は、本日をもって終了となりますが、これからも大阪の観光振興の発展のために、知見をもっている皆様には、ご意見を伺ったり、ご相談させていただくことがあると思いますので、その節にはこれまで同様、ご協力よろしくお願いしたいと思います。

　本当に長い間ありがとうございました。

**委員一同**

　ありがとうございました。

**司　会**

以上をもちまして、本日の検討会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。